

アルトウール・カウフマン記念論文集の紹介 (5)

J・グリュンデル

「責任との関わり——神学的・倫理的なパースペクティブ——」

Johannes Gründel, Umgang mit Schuld — Theologisch-ethische Perspektiven —  
Festschrift für Arthur Kaufmann, 1993, S. 423-432.

刑法読書会

上田健二監修

(紹介者・浅田和茂)

紹介者はしがき

本論文は、神学者である著者が、神学・倫理学における(内的)責任の理解および贖罪(ないし宥和)と救済を論じたもので、必ずしも刑事責任に関するものではないが、文学作品に見られる共同責任や沈黙による責任についての指摘、贖罪の山羊を求めるメカニズムや罪の構造への逃避についての指摘は、刑事責任を考えるうえでも参考になる。さらにドイツ再統一に伴

う「責任」問題の浮上およびナチスの場合との相違についての指摘も、最近のドイツにおける問題意識を示しており、興味深い。戦後世代の人々の責任回避の傾向や贖罪と再社会化との関係については、すでにアルトウール・カウフマンの論文「刑法における責任原則のための反時代的考察」においても触れられていたところであり(同〔上田健二監訳〕『転換期の刑法哲学』一四四頁以下)、本記念論文集にふさわしいテーマといえよう。

責任との関わり

同志社法学 四七巻六号 五二五 (二二二二)

紹介者としては、あらためて「責任」概念の広範性、多義性を確認するとともに、ヨーロッパにおけるキリスト教の伝統の強靱さに、嘆ぜざるをえない。以下は、本論文の要約である  
(一) 内は紹介者の追加。

## はじめに

責任の問題は人間そのものと同様に古い。われわれの責任との関わり方は、この問題の解答に依拠している。責任について省察する者は、日常の経験へと遡及し、人間の行為の基本構造を追求することになる。責任との関連で、損害回復、贖罪と応報、責任の宥しを考える者は、宥しがなままに責任を負ったままの生活を長期間続けることは困難であるという経験を指摘する。もつとも、その責任をもちや自覚しないか、それを放逐するか、他者に転嫁する場合は別である。以下の考察は、主として倫理的責任の人間学的、道徳心理学的、神学的・倫理的な側面に関するものであり、責任との正しい関わり方に関するものである。その際、ドイツ再統一に関連して、政治領域での責任にも触れることにしたい。

## I 人間の責任の問題点

### 一 われわれが責任について語る場合の前提

責任について語る者は、人間にはその行為が帰属されるということを前提にしている。個人的責任は、倫理的義務づけの最小限の理解と他行為可能性とを前提としているが、それが具体的にどの程度与えられていたかを、個別事例で確定することは難かしい。答責的態度は、成年市民の連帯性の一部であり、各人が、その不法な所為に責任を持ち、それによる損害の除去に寄与しなければならぬ。ここでの責任は、法的次元よりは倫理的・個人的次元の問題であるが、伝統的な個別化された個人的な責任の概念では、今日、現実に問題になっている責任および共同責任のすべてのニュアンスを十分に把握することはできない。責任の理解に関わる文学作品は、しばしば、その時代の社会の傾向を鋭く捉えることにより、この問題における盲点を明らかにしてくれる。

### 二 責任概念の拡張とその弁証法について

スイスの作家マックス・フリッツシュの作品「アンドラ」(一九六一年)では、ユダヤ人と考えられていた青年アンドリの死につき、この独善的な小国家の人々が、いかに共同責任を有していたか、それにもかかわらず(ベネディクト神父以外の)す

べてのアンドラ人が、アンドリが実はユダヤ人ではなかったことを知らなかったとはいえ、いかにその共同責任をはねつけたかが語られている。彼は、その日記の中で「アンドラ」に触れ、われわれが、日々、神の似姿としての人間について勝手な像を作り、仲間達にこの像を押しつけて、独自の生活形成を阻害することにより、神の像を作ってはならないという神の第二の律法に違反していることを指摘している。「アンドラ」で問題とされているのは、われわれの時代の多くの人間を特徴づけてい、かの「良心の欠如からくる善良なる良心」、「有責的な責任喪失」である。彼は、独善的な盲目性によつて認識されなくなっているある種の責任に、われわれの注意を喚起しているのである。

社会のメカニズムを背景とした人間の可責性を強調しているのは、東プロイセン出身の作家ジークフリート・レントツである。彼は、その作品「責任なき者達の時代」（一九六一年）の中で、独裁者の強制的支配の下で、いかに人々が行動するか、そのようにして各人が、そのあり方によつていかに有責となるかを示している。そこでは、暗殺者サソンからその共犯者達の名を聞き出すために、同じ房に入れられた九人の品行方正な市民のうちの一人在、サソンを殺害するに至るのであるが、結局のところ

責任との関わり

ろ、すべての者が共同責任を有しているのである。もはや有責者と無責者とはなく、すべての者が何らかの形で責任に巻き込まれているのであり、責任は社会における人間の現実であつて、有責者の二つのグループ、すなわちその責任を認容する者と排斥する者があるにすぎない。サソンの殺害に対する責任と贖罪を進んで任意に引き受けることこそが、責任から自由になる唯一の可能性なのである。レントツは、ここに、世界の罪を引き受けた「神の小羊」キリストによる救済とパラレルな関係を見ているのであり、このような責任の理解には、個人的責任とも集団責任とも同一視できない、原罪についてのキリスト教信仰に示されるような経験が、反映している。

ロルフ・ホッホムートの物議を醸した戯曲「代理人」（一九五九年）は、ユダヤ人迫害に対する教会外交的集団の沈黙による共同責任の問題を扱ったものである。そこでは、ユダヤ人迫害に対する法王の抗議文書に、最終的には「神が知り給うごとく、われわれはそこで流された血に責任はない」と記された。イエスに対するピラトの言と同じ表現を用いることによつてホッホムートは、贖罪の山羊を求め自らは免責されようとする者の共同責任を示唆したのである。

責任は、個々人が認識する以上のものである。悪と不正義は

個々人の行為として責任を負わせられうるが、人間を宿命的な共犯者へと巻き込む事象でもある。神学的には、このような消極的なメカニズムを有する世界に「罪の構造」が認められるのであり、その構造が具体的な行為および人格に現われているのである。

### 三 われわれの責任意識の分析

われわれの現在の状況は、一方では、多くの者が直接的な責任意識を有しないか、あるいはそれを排除していること、他方では、手早く有責な者を求めて有罪宣告を下そうとすることで、特徴づけられる。深層心理学者は、責任の無自覚ないし排除が無意識の内に社会に贖罪の山羊を作り出していると示唆している。

マルティン・ブーバーは、人間が責任を自覚せず、漠然とした責任感情および責任慣例のみしか存在していないのが、二〇世紀の人間の特徴であると述べた。多くの者は、責任追求にあたって、自己責任ないし共同責任を問題にするのではなく、自分以外のところにそれを求める。今日、一方では、人間関係、社会的義務、環境破壊、平和を害する社会的・政治的策謀に対するきわめて敏感な反応が見られるが、他方では、個人の責任、

共同責任、愛情の喪失、エゴイズムの問題の解答にあたっては、粗雑な思考しか見られない。責任意識が、個人的責任から超個人的・構造的な責任へと移行しているのである。

### II 責任との関わりについて

——贖罪としての償い——

#### 一 個人的責任の引き受け

責任について語るときの出発点は、それが、人間が為すべきであったことと為さなかったこととの緊張関係の内にあるということである。責任は、償いを、すなわち内的領域における応報および社会との宥和を要求する。責任ないし共同責任を自覚しようとしなないことは、人間の現実を避けて生きることであり、それは長い目で見れば不幸をもたらさずにはおかない。道徳心理学からは、責任および共同責任を自覚し、それを引き受け、改悔し、さらに損害回復、宥和への道を探ることが課題となる。責任感情および責任からの解放は、ある種の犠牲を必要とし、それが治癒的・転換的な作用をもたらすのである。自らの行動の修正と並んで損害回復への覚悟が要求される。責任の回避は、解決と治癒をもたらさない。このような責任の自覚とその引き受けは、今日では（法的には遂行されたが人間的に遂行された

とはいえない)ドイツ統一との関係で、とくに現実的な課題である。過去の克服への援助は、全ドイツ人の課題なのである。

## 二 政治生活における責任との関わり方について

一九八九年秋の非暴力的革命と一九九〇年のドイツ統一以降、旧DDR〔ドイツ民主共和国〕における経済的・政治的・道徳的な崩壊、とりわけ文化的・宗教的な弾圧と国家の命令による人権侵害に対する旧DDRの指導者の責任が問題とされてきた。過去の克服は、責任問題の排除によってではなく、その根本的な説明によってのみ行われうる。

旧SED〔ドイツ社会主義統一党〕の党首ホーネッカーは、自分はあらゆる責任から「刑法的意味において」解放されていると思うと述べた。これは、倫理的・道徳的な責任意識を有していることを意味しているであろうか。たとえば、旧国家公安局長エンゲルハルトなどの政治家達は、盲目的な従順さで命令を遂行しただけであって、その所為の合法性や道徳性について考えたことはないということ盾にとっている。旧DDRの国民の多くは、政治的な不法判決や射撃命令の実行が人権侵害であり道徳上の不法であると評価していた。しかし、これらの所為を法的に追及することには、当時の法律および法秩序か

らすれば、それらを簡単に犯罪として訴追することはできないという点で、困難がある。第二次大戦後、戦勝国によるニュールンベルク裁判では、人類に対する犯罪を処罰できたが、今日、同様のことは可能でも必要でもない。では、「ベルリンの」壁における多数の死者に対して誰が責任を担うのか。

法律の遵守や盲目的服従を援用することは、免責として十分なものではない。すべての人間は、彼が従ったことについて責任を有する。現在の法的安定性に関する議論では、旧DDRの法律や命令の非人間性についての議論が少なすぎるように思われる。少なくとも旧DDR建国当初の二〇年間、当時の政府関係者は、ナチス時代の法的安定性思想の倒錯について経験を有していたはずである。それらの所為および法律に責任を有する者およびその実行者には、道徳的責任があり、その責任は贖罪を、少なくとも責任の承認と改悛を要求している。重大な違反が贖罪されないままでは、国民の間に怒りの感情が残る。当時国家に忠実に行動し、個人的な利益のためにそれを利用した者達は、その責任を償わなければならない。その評価のために、たとえば国家公安局の記録が開示されなければならないが、重要な記録は、適時に証拠として役立てるためと称して、移動され差し押えられている。贖罪を求める声は、容易に手段化され

他の目的のために投入されうるのである。

もつとも、旧DDRの体制の下で教育を受け、純粹な法律への忠誠こそが責任の総体と考えることで、法律の正義という問題に直面したこともない若い世代の者については、状況は異なるかもしれない。そのような間違つた良心に個人的責任が帰せられうるのかという問題は、ここでは未解決のままにしておくたい。

多くの者にとって顕著な不法が認められ、その道徳的法感情は、それが処罰されないことに抵抗する。それにもかかわらず、すべてが法的に把握されうるわけではない。ここでの決着は、真の内省および改悔そして損害回復の覚悟があることによつて可能になる。しかし、その場合には、社会の側も、これらの人びとの再社会化を促進し贖罪への橋を架けるのでなければならぬ。

### 三 損害回復への覚悟としての償い

責任は、その排斥〔抑圧〕、回避、投影によつては排除されない。責任は償いを要求するが、償いは、応報だけではなく、行為者の側での損害回復と贖罪の覚悟を意味する。世俗の領域とりわけ法共同体においては、平均化の思考が応報としての償

いを要求するが、応報とは、不法な行為者に害悪を加えるものであり、犯罪およびそれと関連した責任に対する反作用である。しかし、それは過誤の損害回復ではなく、ましてや人がその答責を認めないことにより個人的責任を負うという事情を取り除くものではない。責任を有する者は、償いによつて責任非難からの解放およびその仲間との平和を回復することができる。それが再社会化への最良の道である。その前提条件は、責任を有する者がその責任と関わり、答責的にそれを引き受け、改悔と損害回復の覚悟を有することである。そうしてはじめて、彼は非難から解放されるのである。

償いは、贖罪でもある。贖罪は、強制されうるものではない。それは、まず第一に、責任を有する者が責任とその帰結に应诉することに自ら実行する積極的な倫理的給付である。償いを行う者は、壊れた周囲との関係をふたたび取り上げるのであり、社会によつてふたたび受容されることを期待することも許される。社会的・構造的な罪、個人を超えた責任が存在し、犯罪者が何らかの意味でその周囲の「犠牲」であるとすれば、その「共同責任者」は、再社会化のための援助を提供し、贖罪に協力する義務を有する。償いは、責任を有する者の任務であると同時に、共同責任を有する社会の任務でもある。

#### 四 過った償いの道

責任は、時として事後にはじめて意識され、その後に償いを求めるが、その際、過った損害回復の道に至ることがありうる。フリードリッヒ・デュレンマットの小説「パンク〔失敗〕」には、そのような失敗した償いの試みが印象的に描かれている。

織維会社の総支配人トラップスは、ある村で車がパンクしたが、旅館が満員で元裁判官の家に泊めてもらうことになった。

その夕方、その元裁判官の下に元検察官・元弁護士・元首きり役人の年金生活者が集まって宴会が催され、それぞれが元の職業を演じることになり、トラップスは被告人の役を引き受けた。裁判所の尋問は、トラップスがその優雅な地位をどのようにして手に入れたのかに及び、彼は、酒の勢いで、貧しい行商人であつた彼が前任の総支配人ギーガックスの下でいかに苦しんだかを説明し、その復讐のために、ギーガックスの妻と情を通じたうえ、妻の不貞を第三者を通じて報せ、そのためにギーガックスが心筋梗塞で死亡した後、総支配人の地位を得たという次第を物語つた。

年金生活者達の裁判所は、トラップスは悪意で行為したものであり、そのことは彼がその後、ギーガックスの妻を訪れよう

責任との関わり

ともせず、彼女をもつぱら残酷な計画の道具に使つたということからも明らかであるとし、心理的方法による殺人であると判示した。検察官は死刑を求刑し、酔つた裁判官は絞首刑を言い渡した。トラップスは、この判決を喜んで受け入れ、彼の部屋に戻り、裁判官は羊皮紙に死刑判決を「鯨飲の良き思い出のために」落書した。しかし、翌朝、その紙を届けに行つた彼らは、窓の枠で首を吊っているトラップスを発見した。遊びが突然に現実に変わったのである。「パンク〔失敗〕」であつた。

デュレンマットは、この話をラジオドラマおよびコメディイにもしている。そこでは、元首きり役人がトラップスの寝室を訪れ、ロープを彼の首に掛けるところで遊びは終り、翌日、彼は修理を終えた車で、新たな仕事——新たな殺人——へと旅立つ。

この作品で重要なのは、実際の法的責任でも、心理的殺人の存否でもない。デュレンマットにとつて決定的だつたのは、われわれの世界では、トラップスの例は、個別事例ではなく、小市民および職業人の一つのタイプだということである。彼は、その責任を自覚し償いをする覚悟を示したことによつて、現代社会の匿名性の中から際立つことになる。彼が「私は、私自身でありながら以前には偶然にしか知らなかつた一人の人間と知

り合うことによつて、自分を理解したと感じ、また自分を理解し始めている」というとき、彼は、この自己認識を通じて、新たな方法でその人間性を体験するのである。この作品が示している本来の「失敗」は、たしかに責任は償いを要求するが、自ら裁くことは正当化の失敗であるという点にある。トラップスの死は、四人の老人にも読者にも、理解しがたく予期しがたいものである。老人達との食事という友好的な安全の中ではじめて、彼は、それまで排除〔抑圧〕されていた責任を認識することができた。孤立の中ではなく共同体の安全の中ではじめて、それまでは認識されなかつた責任を認めることができたのである。

##### 五 責任との関わり——宥和としての償い——

神学的には償いは、有責とされた者の社会との宥和、社会の犯人との宥和、そして神との宥和を意味する。そのような宥和は、当然に与えられるものでも強制されるものでもない。それは贈り物であり、これこそが、キリストの救済信仰の核心的言明である。多くの人間は、責任を外面的な服従義務侵害あるいは法律違反のみに認め、免責のために心理学的および社会的なファクターを指示する。それは、時にはまったく正しいので

あり、責任を脱心理学化し脱社会学化しようとする者は、人間をその答責性の点で真剣に受け止めていない。責任を果たすこと、責任を自ら引き受けることは、人間の自由の表現であり、人間が答責的に自覚しているかぎり、人格としての人間に属する事柄なのである。

責任との正しい関わりは、責任および共同責任の精密な認識を要求し、責任を認める覚悟を要求する。このことは、個人にも社会にも当てはまるが、それは、権威者によつて負担軽減のために贖罪の山羊が求められ、それに公然と責任を認めさせることを意味するものではない。社会心理学的経験からすれば、権威者は、その過誤を認め、その責任あるいは共同責任を認めることによつてではなく、その責任を隠し回避することによつて名声を失う。まさに今日においてこそ、責任との正しい関わりは、われわれドイツ国民の統一に寄与するものでありうる。